

安全保障に係る大学院連携プログラム（修士課程）の創設に関する合意書

平成28年4月7日

防衛省防衛研究所（以下、「防衛研究所」という。）及び国立大学法人政策研究大学院大学（以下、「政策研究大学院大学」という。）は、安全保障に係る大学院連携プログラム（以下、「連携プログラム」という。）の創設について、下記のとおり合意したことを確認する。

記

（目的）

1. 連携プログラムは、防衛研究所及び政策研究大学院大学が、それぞれの知見と経験・実績に立脚し協力することにより、安全保障分野に係る高度の専門性を有する人材の効果的な養成に寄与することを目的とする。

（相互協力）

2. 防衛研究所及び政策研究大学院大学は、相互協力のもと2016年度に連携プログラムを創設し、その運営に参画する。

（連携の枠組）

3. 連携プログラムの枠組みは別紙のとおりとする。

（評価・改善）

4. 2017年度以降においては、防衛研究所及び政策研究大学院大学は、連携プログラムの成果、各機関の役割等を勘案しつつ、連携プログラムの運営・充実について継続的に協議を行うものとする。また、本プログラムについて、政策研究大学院大学は、大学院プログラムの評価の観点から外部評価及び必要な改善を適時に行う。

（その他）

5. その他、この合意書に定めのない事項またはこの合意書の解釈について疑義が生じた場合は、防衛研究所、政策研究大学院大学で協議して定めるものとする。

防衛省
防衛研究所
所長
鈴木 良之

国立大学法人
政策研究大学院大学
学長
白石 隆

鈴木良之

白石隆

連携プログラムの枠組み

1. プログラムの名称

日本語名：戦略研究プログラム

英語名：Strategic Studies Program

2. 学位

授与する学位及び学位に付記する専攻分野並びにその英語表記は、下記に定めるものとする。

修士（政策研究） Master of Policy Studies

3. 実施期間

政策研究大学院大学在籍期間を1年とする。各年10月に開講し、翌年9月に閉講する。2016年10月に開講する。

4. 定員

10名程度

5. プログラム委員会

戦略研究プログラムのカリキュラムの策定、特定の研究課題についての研究成果（以下、「ポリシーペーパー」という。）の審査等、教育の実施に関する事項については、政策研究大学院大学のプログラムディレクター及び政策研究大学院大学の担当教員ならびに連携教員等で構成されるプログラム委員会で決定する。政策研究大学院大学は、防衛研究所の協力を得て、必要な連携教員を任命する。

6. 修了要件

戦略研究プログラムを修了し学位を得る場合は、所定の科目を履修して30単位以上を取得し、かつ、ポリシーペーパーを提出し合格しなければならない。

7. 応募者の資格

応募者は、防衛研究所一般課程の研修予定者であり、政策研究大学院大学の規定を満たすものとする。

8. 選考

選考の日程及び選考方法等は、防衛研究所及び政策研究大学院大学で協議・調整の上、実施するものとする。

9. 費用負担

本プログラムに係る費用負担は、以下のとおりとする。

① 防衛研究所

- ・防衛研究所が分担する講義に係る経費
- ・学生の検定料、入学料、授業料

② 政策研究大学院大学

- ・政策研究大学院大学が分担する講義に係る経費
- ・学生の入学、就学及び履修に係る諸手続きに係る経費